様式第６号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

任　意　提　出　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　殿

住居
電話
職業
氏名　　㊞
（　　歳）

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提　出　物　件

番　号	品　名	数量	提出者処分意見	備　考

注意　１　共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。
２　還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。
３　物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合において、電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第１条の２参照）が提出者に帰属し、提出者が同権利を放棄する意思を表明したときは、提出者処分意見欄に、必ず、記録媒体の処分意見を明記させた上、「電磁的記録についての権利を放棄する。」旨明記させること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第６号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

任　意　提　出　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　殿

住居
電話
職業
氏名　　㊞
（　　歳）

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提　出　物　件

番　号	品　名	数量	提出者処分意見	備　考

注意　共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）